

生徒心得

学校の内外を問わず、嵯峨中学校生徒としての自覚を持ち、礼儀正しく自主的に責任ある行動を心がけよう。判断に迷ったときは社会に照らし合わせて考えるようにしましょう。

校内生活

1 届け出について

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課などは、事前に学級担任または教科担任に届け出ること。なお、生徒の忌引日数は次のように定める。

父母…7日	祖父母・兄弟姉妹…3日	おじ・おば…2日	いとこ・甥・姪…1日
* 曾祖父母については祖父母に準じる			

- (2) 公共物の破損、その他の事故があった時には、速やかに学級担任または担当の先生に届け出て、その指示を受ける。

2 服装・頭髪・身だしなみについて

- (1) 服装については学校の内外に関わらず、下記の基準にのっとり、様々な式典や冠婚葬祭（フォーマルな場）、受験に出られる姿にすること。染髪・パーマ・ピアスなどの加工は不可とする。

- (2) 基準について

制服	本校指定の標準服 ブレザーの下は本校指定のカッターシャツを着用すること。 カッターシャツの下に着るシャツは透けにくい色で無地のものを着用する。（例：白、グレー、ベージュなど。ハイネックやタートルネックは不可。） ズボンやスカート丈は成長に合わせて適宜調整すること。
靴下	無地のものとする。（例：白、黒、グレー、ベージュなど。メーカーのロゴなどワンポイントは可、キャラクター等は不可。ルーズソックスは禁止とする。）
靴	運動に適した紐靴とする。（ハイカットや厚底、ブーツ形状は不可。）
ベルト	無地のもの。
腕時計	時計機能のみのもの。

標準服、体操服販売業者

ミト被服 TEL 781-8360

体育館シューズ、水着、柔道衣等販売業者

岡忠 TEL 841-2574

指定帽子販売業者

プチスポーツ TEL 431-0118

- (2) 着用時期について（通年制）

気候に応じて服装を調整してもよい。但し、11月から3月の期間の式や集会、行事など指定されるものについては冬服装、それ以外の期間は夏服装とする。

- (3) 夏服装について

カッターシャツ、ズボン、スカート

- (4) 冬服装について

ブレザー、ズボン、スカート、カッターシャツ気候に応じて、ブレザーの下にスクールセーターを着用してもかまいません。

- (5) 防寒具・防寒着について（期間指定あり）

11月から3月の期間について、登下校時はブレザーの上から防寒着および防寒具の着用を認める。着用の基準については「校内生活2（1）（2）」に準ずることとする。

3 登下校について

- (1) 8時35分からの朝読書に合わせ、5分前行動をする。登校後は8時35分までに、自席に静かに着席して朝読書を開始すること。欠席・遅刻の場合は8時25分までに保護者から学校へ連絡する。（TEL871-0533）

- (2) 放課後は通常、部活動、生徒会などの特別活動の時間となります。特別活動がない生徒は16時を完全下校とする。完全下校は、16時55分（通年）です。

- (3) 交通ルールを守り、安全に気をつけ徒歩で通学すること。ただし、遠距離通学生徒については、電車・バス・自転車による通学を許可（届出必要）する。

4 学習について

- (1) 始業のチャイムを守って入室し、学習準備をしておく。また教室外での学習についても、所定の場所に速やかに集合し、学習準備をしておく。

- (2) 授業の始めと終わりには、きちんとあいさつをする。

- (3) 学習に集中し、学習の妨げになるようなことはしてはいけない。

- (4) 授業時間に遅刻した場合は、教科担当の先生にその理由を報告する。

- (5) 体育授業の見学は、理由等をエスノートに記述し、学級担任・教科担任に届け出ること。

- (6) 教科書など学習用具を忘れた場合は、事前に教科担任に連絡する。

5 集団行動について

- (1) 学年集会や全校集会などの集合は、時間を厳守し、身だしなみを整え、迅速に行動する。
- (2) 災害・事故などによる緊急避難の場合は、先生の指示に従い避難経路から順序正しく迅速に行動する。

6 休憩時間について

- (1) 休憩時間は、次の授業の準備を主体として有効に使うよう心がける。
- (2) 廊下・教室・校舎外などでの危険な遊びをしない。

7 昼食について

- (1) 4限終了後から20分間を昼食時間とする。
- (2) 昼食は、給食と持参弁当を選ぶことができる。申し込み（週単位）については別紙参照。
- (3) 昼食時間内（20分間）は教室から出ない。また、自席から離れない。
- (4) 各クラスで・給食当番を決め、速やかに準備・後片づけができるようにする。
- (5) 事情により昼食を購入してくる場合は、栄養バランスを考えること。（ゴミは必ず持って帰る。）
- (6) 昼食を忘れた場合は、担任に速やかに申し出る。

8 校内美化について

- (1) 校舎に入るときは、マットで靴をぬぐい、校舎を汚さないように心がける。
- (2) 校内にある公共物は、大切に取り扱い扱う。
- (3) 日々の清掃は、窓を開け協力して行う。また、掃除用具の整頓なども協力して行う。

9 グラウンド・体育館の使用について

- (1) 雨天および雨天後のグラウンド使用は、体育委員会の先生の判断を得てから使用する。
- (2) 昼休みのボール使用に関しては、ボール使用規定に定められている通りとする。
- (3) 学活などでグラウンドを使用する場合は、事前に係の先生に相談する。
- (4) 体育科所有の運動具は原則として貸し出さない。
- (5) 体育館使用の場合は、二足制を必ず守り上履きに履き替えること。
- (6) 放課後の使用は、主として部活動・生徒会・全校的学校行事などに使用する。
- (7) 割り当てられた活動日・活動時間帯を守る。
- (8) 体育館は講堂でもあることを意識して大切に利用する。
- (9) 体育館使用後は、戸締り・消灯などを確実にする。

10 保健室の利用について

- (1) 気分の悪くなった場合・けが等緊急の場合は、学級の保健委員引率で保健室へ行くこと。ただし、授業中の場合は、担任もしくは教科担任に申し出て、許可を得てから保健室へ行く。保健室で処置後、連絡票を担任もしくは教科担任に渡す。
- (2) 保健室で休息する時間は、1授業時間を原則とし、それでも気分が回復しない場合は、早退する。
- (3) 入室は気分の悪い生徒本人のみとする。
- (4) 早退する場合は、必ず保護者と連絡がとれてから下校する。とれなかった場合は、帰宅後すぐに学校へ電話する。
(871-0533)

校外生活

- (1) 嵯峨中学生としての自覚と責任を持ち、自らよく考え判断して行動する。
- (2) 学校からの連絡は、確実に保護者に伝える。
(配布されたプリント類は必ずその日のうちに渡すこと)
- (3) 家庭では、積極的に家の手伝いなどをする。
- (4) 家庭学習は、日々継続して取り組む。
- (5) 外出の際には、いつ・誰と・どこへ・帰宅予定時間などを保護者に伝える。トラブルに巻き込まれないように注意をする。
- (6) 地域の方々への挨拶などもしっかりと、地域の一員であることを自覚する。
- (7) 休日についても、一日の生活設計を立て規律ある生活を心がける。
- (8) 生徒のみでの外泊は禁止する。

京都嵯峨学園共通の約束

学校でも、学校外でも絶対にしてはいけないことがあります。

- ① 人を叩いたり蹴ったりして、体を傷つけること。
- ② 人をいじめたり、仲間外れをしたり、脅したりして心を傷つけること。
- ③ 人の物をとったり、隠したりすること。
- ④ 人に迷惑をかけること。